

第155回 石川県都市計画審議会

平成24年3月27日（火）13時30分から

石川県地場産業振興センター本館 2階 第1研修室

◎事務局 : それでは定刻になりましたので、ただいまから、第155回石川県都市計画審議会を開催いたします。審議に入ります前に、事務局を代表いたしまして 鈴木参事からご挨拶申し上げます。

◎鈴木参事 : 土木部参事の鈴木と申します。事務局を代表してご挨拶を申し上げます。本日は、委員の皆様におかれましては、年度末の大変お忙しい中ご出席賜りまして誠にありがとうございます。いよいよ、北陸新幹線の金沢開業が3年後ということをごさいます、県といたしましても、新幹線の開業効果を県内全域に波及させるということで、広域幹線道路の整備ですとか、まちづくり、まちなかの整備、交流人口の拡大、あるいは観光拠点の整備ということで、関係する市町の皆様と連携しながら進めているところでございます。このうち特に、金沢外環状海側幹線は、今工事しております、主に白山市内のⅡ期区間は金沢から北陸自動車道と白山インターチェンジで結ばれて、北陸新幹線の下をくぐって、国道8号までつながり、いよいよ来月21日に供用するということになっております。また、金沢の鞍月から大河端までのⅢ期区間につきましても、来年の能登有料道路の無料化にあわせまして、供用できるように努力しているところでございます。また、残りますⅣ期区間につきましても、新年度に着手できる見込みとなっております。今日の審議会でございますけれども、海側幹線Ⅳ期区間の変更を含めた金沢都市計画道路の変更ですとか、白山の都市計画区域の変更など11件の審議がございます。委員の皆様方には、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

◎事務局 : 続きましてお手元の配布資料の確認をお願いいたします。

議事次第A4、1枚、議案書A4冊子、別に議第1520号議案書A4冊子、資料1「議第1518号金沢都市計画道路（海側幹線Ⅳ期区間）に係る意見書の要旨」A4、1枚、資料2-1と2-2の「都市計画決定案件（市町決定）一覧表」A3、2枚をお配りしております。何か足りない資料がございましたら、事務局までお知らせ下さい。

本日の審議会には、出席依頼委員25名中、20名の委員の方々にご出席いただいております。

それでは、これより川上会長に議事進行をお願い申し上げます。川上会長、よろしくお願いいたします。

◆川上会長： 本日は、委員の皆様にはご多用中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。今、事務局からご報告がありましたように、ただいま、出席依頼委員25名中、20名のご出席をいただいているとのことですので、半数以上のご出席ということで、本日の審議会は有効に成立しておりますことを、ご報告いたします。

それから、本日の議事録の署名委員ですが、今回は、氣戸委員と外丸委員にお願いいたします。

それでは議事に入りたいと思います。はじめに、事務局から前回の審議会の結果報告をお願いいたします。

◎事務局： 議案書の3ページをご覧ください。前回の第154回審議会の結果についてご報告いたします。前回、承認する旨答申のありました、「七尾都市計画道路の変更」につきましては12月13日に、「金沢都市計画土地区画整理事業の変更」と「金沢都市計画道路の変更」につきましては11月18日に県告示がなされております。以上で、前回審議会の報告を終わります。

◆川上会長： 次に、議案の審議に入ります。委員の皆様におかれては、議事進行にご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

議案第1518号「金沢都市計画道路の変更について」を上程します。事務局から説明して下さい。

◎事務局： それではご説明いたします。議第1518号 金沢都市計画道路の変更でございます。まず初めに、金沢外環状道路海側幹線Ⅳ期区間の変更についてご説明いたします。議案書は、5ページから6ページ、図面は7ページになります。

金沢外環状道路全体の概要をご説明いたします。金沢外環状道路は国道8号を境に、山側環状と海側幹線が一体となって、金沢都市圏の骨格を形成する地域高規格道路です。本道路は、金沢都市圏の渋滞を緩和し、快適な都市環境の創造を図ると共に、能登-金沢-加賀を結ぶ広域的な交流ネットワークを形成することを目的としています。

次に、海側幹線全体の概要です。海側幹線は、金沢市今町から白山市乾町に至る全長18.5kmの道路であり、そのうち、金沢市福増町から鞍月間の延長6.2kmはⅠ期区間として、平成16年に供用しております。また、白山市乾町から金沢市福増町間の延長4.1kmはⅡ期区間として、来月4月供用予定でございます。金沢市鞍月から大河端町間の延長2.4kmはⅢ期区間として、来年3月の能登有料道路無料化に合わせた供用に向け、現在鋭意事業を進めているところであります。海側幹線の断面構成は、沿道の出入りを制限した自動車専用道路の本線部4車線と、沿道利用が可能な側道部4車線の計8車線となっております。今回、変更を予定し

ている区間は、いわゆるⅣ期区間として位置づける金沢市福久町から大河端町の未整備区間3.2kmです。

変更内容として本線4車線、側道4車線の計8車線が必要であったものが、本線部と側道部の機能を兼ね備えた4車線道路として交通処理が可能となったことにより、計画幅員の縮小を行うものです。その理由として、将来交通量が全体的に減少すること、及び能登有料道路の無料化などにより交通流動が変化し、Ⅳ期区間の将来交通量が当初想定した日当たり5万4千台から、3万2千台に減少することが想定され、4車線での交通処理が可能となったことによるものです。

見直しにあたっては、金沢外環状道路としての機能を確保すると共に、沿道の利便性に配慮することとしております。具体的には、高速性・定時性を確保するために、設計速度を60km/hとし、赤丸で示す主要な幹線道路との交差部は、立体交差とする計画です。また、緑色の太線で示した2箇所の福久町地内と千田町から北寺町区間においては、河川横断や主要幹線道路との立体交差が連続するため、道路に並行して副道の設置やインターチェンジを配置し、その他の区間については、可能な限り道路高を下げ、アクセス性に配慮します。

次に、変更となる道路断面についてご説明いたします。左側の断面が変更前の標準断面図であり、本線と側道を合わせた8車線、計画幅員60mの道路となっております。右側の断面が変更後の標準的な断面図になります。上段の断面図は、河川横断や立体交差により、本線が高くなる区間の断面図を示しており、沿道から本線へのアクセスを可能とするため、副道及びランプを設置します。また、下段の断面図は、本線の道路高を可能な限り下げた区間の断面であり、本線には沿道から直接アクセスができます。

こちらが変更後の計画平面図になります。計画幅員の縮小により青色で塗りつぶされた区域が、現在の計画から削除されます。その他、各路線の名称などが変更となります。具体的には、自動車専用道路の区間として、金沢市大河端町から野々市市柳町間を1・2・1号大河端松任線に、金沢市今町から木越町間を1・2・2号森本木越線に名称変更します。また、幹線街路の区間として、金沢市木越町から福増町間を3・3・3号木越福増線に、金沢市福久町から木越町間を3・3・17号福久木越線に名称変更します。なお、3・3・8号東山内灘線は、海側幹線との交差点部に左折専用レーンを計画していましたが、将来交通量が減少することにより、左折専用レーンの区域を削除します。以上が、金沢外環状道路海側幹線Ⅳ期区間の変更の説明でございます。

なお、本案件につきましては、本年2月3日から2週間縦覧に供したところ、意見書が2通提出されておりますので、ご報告いたします。

意見書の要旨とこれに対する県の見解につきましては、県都市計画課長よりご説明させていただきます。

県の都市計画課長の宮田です。それでは私の方から出されました意見書

の要旨、及び意見書に関する都市計画決定権者の見解ということでご説明をさせていただきます。お手元にお配りしておりますA4サイズの「資料1」の意見書の要旨を合わせてご覧頂きたいと思っております。意見書は2件ありまして、「金沢市大浦町の方1名」と、「金沢市北寺町の8人連名」の方からのものです。こちらの画面で、この部分が海側幹線の通る大浦町の区域で、浅野川沿いのこちらの部分が北寺町の区域になります。両地区においては、高架構造となりますので、沿道利用というものを考えて副道を配置する計画となっております。

一つめの「金沢市大浦町の方1名」の意見につきましては、「倉庫、事務所を持ち商売をしているが、道路に地面が約1/3程度以上取られることになると、今後の生活がなくなっていかない。」という内容のものであります。これに対して県の見解といたしましては、今回申し出の土地につきましては、平成9年の現在の計画において、既に敷地の一部が都市計画道路の区域となっているものでございまして、今回の見直しにおいても同程度の規模が都市計画道路の区域となるものであります。道路区域となる土地や建物の補償に関しては、事業実施にあたりまして必要な調査を行い、基準に従って適切に対応して参りたい。このように考えております。

つぎに、「金沢市北寺町の8人連名」の方の意見につきましては5つあります。まず1つ目ですけれども、北寺地内の副道について、騒音、振動、日照など環境に及ぼす影響への認識が十分といえず、12m以上の緩衝帯を確保してほしい。というものであります。これに対する県の見解でございますが、本道路の計画変更にあたりましては、沿道環境の保全是非常に重要であると考えておりまして、北寺地内においては、歩行者の通行にも配慮いたしました幅8mの副道を両側に計画しておりまして、この道路につきましては緩衝帯としての機能も有していると考えております。騒音、振動、日照につきましては、将来交通量と今回の変更計画の道路構造から予測をしております、これによりましてと目標とする基準を達成できる結果となっております。

2つ目の意見でございますけれども、高架構造施設から受ける条件変化範囲についてということでございまして、土地の利用価値低下範囲を適正に評価してほしい。農用地が4つに分断されることによる生産性低下などの、緩和対策を具体的に提示してほしい。というものでございますけれども、これにつきましては、道路が通過することにより土地の使い勝手が悪くなるということだと理解されるわけでございますが、県の見解といたしましては、浅野川を渡る部分につきましては、高架構造となるわけですが、土地利用に支障の無いように、副道を設置しますとともに、交差する市道につきましては立体交差といいますか、本線の下を通過して行き来ができるというふうに考えております。また、農道につきましては、今後、事業実施の段階で現地調査を行った上で、何本かあるものを集約して、構造上、可能な場所で立体交差させるということで考えております。

3つ目の意見であります。浅野川の左岸と右岸の不公平な周辺対策に

ついてということでございまして、高架構造物建設による影響は、浅野川の左岸側の市街化区域と右岸側の市街化調整区域で差異はないので、公平に扱ってほしい。という意見でございます。この意見につきましては、浅野川の左岸と右岸の土地利用の違いについて、ということで理解されるわけでございますけれども、県といたしましては、左岸側は計画的に市街化を図るべき市街化区域ということで都市計画決定がなされており、また、金沢市都市計画マスタープランにおきましても、安全・安心で質の高い住環境整備に努める市街地ゾーンと位置づけられております。これに対し、右岸側の北寺地域を含む区域につきましては、市街化を抑制して優良農地の保全を図る市街化調整区域として都市計画決定がなされておりまして、金沢市都市計画マスタープランにおきましては、農業振興を図ると共に良好な集落などの生活環境づくりを進める、農業環境ゾーンとして位置づけられております。このような、マスタープランでも位置づけられましたそれぞれの地域の特性に応じまして、各種の計画というものが定められているものでございます。

4つ目の意見といたしまして、白山市乾地区から金沢市福久地区までは、沿道の土地利用に「公平が原則」と考えるが、片側2車線の側道配置予定がなぜ廃止されるのか。というものでございます。これに対します県の見解でございますが、先ほどの概要説明でもお話ししましたように、国が示す今後の交通量の伸びですとか、周辺道路網の整備状況などを踏まえまして将来交通量を再推計したところ、大河端町から福久町区間の交通量が日当たり5万4千台から、3万2千台に大幅に減少することが想定されましたため、本線4車線、側道4車線、計8車線の現計画を、今回4車線に変更するものであります。今回の変更によりまして、本線に直接乗り入れができない区間につきましては、本線に加えまして副道を設置するなど、沿道の土地利用には十分配慮した計画としておるところでございます。

最後になります。5つ目の意見でございます。起業者側と関係地元の相互理解が最重要と認識するが、これまでの説明会において開催日程、説明内容など、行政倫理を強調することに終始し、地元が懸念することを真摯に受け止めているとは思えない。十分理解が得られるよう取り組んでほしい。というものでございます。これにつきまして、県といたしましては、金沢外環状道路海側幹線の都市計画の変更に係る地元説明について、地元と日程調整した上で進めてきたものでありまして、北寺町の方々にも、これまで10回以上にわたり協議を重ねるなど、誠意を持って対応に努めてきたところであります。

いずれにしましても、事業上の課題もございまして、事業の実施にあたりましては、現地調査を行い、詳細設計を進める中で、今後とも、関係住民の方のご理解を得られるように、誠意を持って協議・調整に努めてまいります。

以上が意見書の要旨と県の見解でございます。よろしく申し上げます。

◆川上会長： 第議1518号に関する意見書について、金沢市においても2月29日に開催されました金沢市都市計画審議会に提出され、同審議会で市の見解が了承されております。その内容につきまして、金沢市から説明があります。

○金沢市： 金沢市都市整備局長の扇子でございます。委員の皆様には、日頃から、金沢市の都市計画行政に適切なご指導、ご助言を賜りまして、この場を借りて厚くお礼を申し上げます。

金沢外環状道路は言うに及ばず、今現在、外環状道路山側幹線が供用しているところでございまして、まちの広域ネットワーク、それから能登-加賀を連携するということで、非常に大切な道路と思っており、海側幹線もこの外環状道路の一つと認識しているところでございます。金沢市といたしましては、外環状道路の整備を着実に実施し、一日も早い完成を望んでいるところでございます。

さて、意見書に対する本市の見解でございますが、委員長からありましたように、去る2月29日に金沢市都市計画審議会が開催されたところでございます。この都市計画審議会には、今日お見えの石川県の都市計画審議会の委員も兼ねていらっしゃる委員も何人かお見えになってございますが、その中であつた意見につきまして、市としての見解を申し上げたいと思います。

ただ、委員会につきましては、審議を頂きまして「計画案どおりとする」旨の答申をいただいております。

しかしながら、審議会の中では、提出された意見書につきまして、委員の方から、高架構造となる区間の営農環境や住環境への更なる配慮と丁寧な地元対応を求める意見がございました。審議会といたしましては、「事業の実施にあたっては、地元と十分に協議をして進めてほしい」という付加意見がついてございます。また、金沢市といたしましては、石川県と協力し、連携しながら、現地調査や詳細設計などの事業の実施に際し、地元町会からの頂きましたご要望も踏まえ、更に検討を深めることとしたいと思っておりますし、地元関係者には今後も誠意を持って十分な調整を尽くしてまいりたいと考えてございます。

石川県におかれましても、事業の実施にあたりましては、まず、土地を提供して頂くということが当然大事なことでございますので、地元住民の皆様のご意見、ご理解が得られますように、誠意を持って協議・調整に努めていただきたいと、考えており、市としてこの事業が適切に進んでいくことを望んでいるということで、都市計画審議会からのご意見も含めて説明させていただきました。以上でございます。

◆川上会長： 只今の事務局からの説明について、ご質問、ご意見はありませんでしょうか。

○夷藤委員：皆様ご苦勞様でございます。私は内灘の方に住んでおりまして、この道路ができるということで、色々な観点から町の人また、北寺の関係の方々とお話しをさせていただきました。また2月29日の金沢の審議会においてもこのことが話しあわれたということでございますけれども、また、大河端に関しては市街化区域、また北寺地域に関しましては市街化調整区域ということで、本当に均衡のとれた調和ができるのかなと、今思いもいたしています。それはなぜかといいますと、大河端に関しましては大がかりな土地区画整理事業がもう既に進んでおります。また、その土地区画整理事業というものが本当に、どういった事業が土地区画整理事業といわれるのかを私なりに調べてきましたが、この事業の目的というものが健全な市街化の構成により、公共の福祉の増進、そういったものを進めていくというのが、この土地区画整理事業の目的でございます。しかしながら、いま、土地区画整理事業が行われてパチンコ屋さんが建った、これが本当に公共の施設の利便性を高めるものなのか、また、そういった市街化地域においていち早くこういうパチンコ屋さんができて、地域住民の方が本当にこういったものでいいのかということが改めて問題視されております。しかし今、浅野川を横断し、北陸浅野川線、内灘-金沢間の電車の上を歩いて行く高架橋ということで、10m以上の高架橋ができるということでございまして、北寺地区におかれましては、小さい住宅地ではございますけれども、その真上を10mもする高架橋がど真ん中を走るということで、今ほども説明がありましたが、農業地域におかれましても四分割されて、本当にこれから高齢化が進む中、農業の人たちが、使いやすい土地整形ができていくのかということも懸念されますし、住宅地の上を10m以上の高架橋が通るということで、意見書の中でも日照問題やいろいろなことがうたわれておりますが、本当に住民の人たちに10回以上の説明会を開いてきたというお話も出ましたけれども、住民の方々に本当の意味でのコンセンサスを頂けるまでに至っているのか非常に疑問であります。そういった中でこういった計画に対しても、もっともっと地元の説明会を開いていただき、今ほどもありましたが、地元の説明会を開くということでございましたが、なおいっそうの皆様のお力添えを頂いて、よりよい海側幹線ということで、道路ができるということはとてもすばらしいという事ですけども、それに伴って住民の方の不便がおきる道路では、道路になってはいけないということで、この点に関してよろしくお願いいたします。

◆川上会長：他にご意見ございませんでしょうか。
では、今頂いたご意見について何か事務局の方でお話しすることありますか。

◎事務局：今ほど委員の方からご意見いただきました。説明の中でも申しましたけれども、たしかに位置的には先ほどいわれたように、浅野川の電車や河川を越えるということでかなり高い道路となります。これについては我々も

環境に与える影響について調査をした結果、現在目標とする基準を満足するというようになっておりますけれども、詳細設計をまだ行っておりません。今後、詳細設計ができたうえで、また地元の方と調整をさせていただくということでございます。

あと、最初の方でありました市街化区域と市街化調整区域ということで、区画整理の中でパチンコ屋が建つということではありますが、区画整理を行いますと、幹線道路沿線は住宅だけでなく商業施設的なものも張り付くということで、こういったものも都市計画の一環ということで、これに対して右岸側は市街化調整区域ということで農業的利用がされているということで、今までも農業的投資もされているということがございます。そういう面で川を挟んで市街化区域と市街化調整区域という違いがございますので、土地利用についても自ずと異なったものになっている。と判断しているところでございます。

○夷藤委員： 説明ありがとうございました。やっぱり高齢化が進む中、北寺地区では本当に空洞化的になってきて、いま四分割になったら農業もやれないような状況のなかで、私たちもどこに行けばいいんだというお年寄りの人たち声も非常に多く聞かれるわけで、いま北寺を農業ゾーンということで指定していますけれども、10mもの高い高架橋と、そして四分割される農業的地域として指定していているようですけれども、やはりこちらの方には先ほどもお話しに出ましたけれど、しっかりとした伏線を準備していただいて、農業の方々、高齢者の方々そして町が空洞化にならないような施策をもっと住民の方にお知らせして、コンセンサスを得ていただきたいと思っておりますので、その点についてよろしくお願いします。

◎事務局： 横断します農道等につきましては十分協議をさせていただきたいと思っております。

◆川上会長： 他にご意見ございませんでしょうか。他にご意見が無いようでしたら、この案件につきましては、先ほど金沢市からも報告いただきましたが、金沢市都市計画審議会において附帯意見が付されていることと、意見書に対する事務局の説明にもありましたし、「今後とも、関係住民の方のご理解を得られるように、誠意を持って協議・調整に努める」ということですので、その旨の付帯意見を本審議会としても付すことで承認したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○委員： 異議無し

◆川上会長： ではそのようにさせていただきたいと思っております。では、引き続き「専光寺野田線」の変更について事務局から説明して下さい。

◎事務局 : 次に、金沢都市計画道路 3・3・11号専光寺野田線の変更についてご説明致します。議案書は9ページ、図面は11ページになります。まず位置の確認でございます。こちらの画面で、青色に示しますのが金沢外環状道路である山側環状と海側幹線になり、水色に示しますのが浅野川と犀川に、点線に示しますのがJR北陸本線で、こちらが金沢駅になります。3・3・11号専光寺野田線は、金沢外環状道路である山側環状と海側幹線を東西に連絡し、金沢市街地の内環状道路としての機能も有する幹線道路であります。延長約11.5km、標準幅員25mの4車線道路です。整備状況といたしましては、10.2kmは整備済み、1.3kmが計画幅員の2/3が確保された概成区間となっております。こちらが今回変更する区間の拡大図になります。今回変更を行うのは、概成区間である蛤坂交差点から寺町4丁目までの約650mの区間です。当区間が位置する寺町台地は、寺町寺院群を主体として、後世に継承すべき金沢の歴史的資産となる寺社及び町家が集積しております。金沢市では、これらの歴史資産やまち並みの保全整備のため、「伝統的建造物群保存地区」の指定について、地元や、関係機関との調整を進めてきており、地区指定について、先月開催された金沢市都市計画審議会において承認されたところです。それに伴い、当区間の沿道のまち並についても保存を図る必要があることから、今回、現道幅に合わせ、計画幅員を縮小するものです。具体的には、現計画が、車道幅3.25mの4車線、両側歩道3.0mの計20mであるものを、道路区分の変更などにより、車道幅3.0mの4車線、両側歩道1.5mの計16mの幅員に縮小するものです。なお、歩道については、変更区間650mのうち426mにおいて無電柱化の事業を実施しており、歩道の安全確保や歴史的まち並み景観の向上を図ることとしております。また、道路沿線の民有地で未利用スペースを活用することにより、歩行者のすれ違い空間や滞留空間の確保を図ることとしております。以上が、専光寺野田線の変更でございます。なお、本案件につきましては、本年2月10日から2週間、縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。以上でございます。

◆川上会長 : 只今の事務局からの説明について、ご質問、ご意見はありませんでしょうか。特にないようですので、次に、「三日市徳用線」の変更について事務局から説明して下さい。

◎事務局 : 次に、金沢都市計画道路 3・5・55号三日市徳用線の変更についてご説明致します。議案書は13ページ、図面15ページになります。位置の確認ですけれども、こちらの図でこちらが国道8号、金沢外環状道路海側幹線、JR北陸本線松任駅になります。また、一点鎖線が白山市と野々市市の行政界となります。3・5・55号三日市徳用線については、旧松任市を東西に縦貫し、国道8号に接続する県道三日市松任線として供用している一部区間を、新たに都市計画決定するものです。理由いたしましては、県道三日市松任線は、白山市内では幹線道路として都市計画決定されてい

ますが、野々市市内では決定されていないことから、白山市と一体的な道路ネットワークを形成するために、野々市市三日市町から徳用町390mについて、現道幅員に合わせて新規に決定します。以上が、三日市徳用線の変更でございます。なお、本案件につきましては、本年2月24日から2週間、縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。以上でございます。

◆川上会長： 只今の、事務局の説明についてご質問、ご意見はありませんか。

では、特にご意見・ご質問ございませんようですので、金沢都市計画道路の変更については、金沢外環状道路海側Ⅳ期区間の計画変更は附帯意見を付したうえで、全てご承認いただいたものといたします。

それでは次に、議案第1519号、議案第1520号、議案第1521号については、関連がありますので併せて上程します。事務局から説明して下さい。

◎事務局： 議第1519号、1520号、1521号につきましては、白山都市計画区域の再編に伴う議案となりますので、まとめてご説明いたします。お手元の議案書は、17ページから25ページになります。また、1520号につきましては、別冊とさせていただきますので、併せてご覧ください。

最初に、松任・美川・鶴来都市計画区域の再編について、ご説明いたします。白山市は、平成17年2月に松任市、美川町、鶴来町及び白山ろく5村が合併した人口約11万人の都市です。合併の結果、現在一つの都市の中に、旧松任市に指定している「松任都市計画区域」、旧美川町の「美川都市計画区域」及び旧鶴来町の「鶴来都市計画区域」の3つの都市計画区域が併存しています。

土地利用制度の現状としまして、3つの都市計画区域では、区域区分いわゆる線引きが定められた松任都市計画と線引きが定められていない美川・鶴来都市計画が混在しており、不整合が生じています。このような状況を踏まえ、県と白山市では平成21年度より、都市計画区域の再編と区域区分設定を検討しており、これまでに地元での合意形成や関係機関との調整が整ったことから、今回その内容について本審議会に付議するものです。

次に経緯について、ご説明いたします。区域再編方針については、平成22年3月にいしかわの都市計画検討専門委員会にて審議し、当審議会にもご報告しております。その後、都市計画区域マスタープラン及び区域区分の素案を作成、地元説明会と専門委員会を開催し、住民の合意形成を図った結果を原案としてパブリックコメントを実施しましたが、意見はありませんでした。都市計画区域の具体的な再編方針としましては、松任・美川・鶴来の3つの都市計画区域を白山都市計画区域として統合することとします。

次に、区域区分、いわゆる線引きについて、ご説明いたします。区域区分とは、都市計画区域を、計画的に市街化を進める市街化区域と、市街化

を抑制して自然環境を保全する市街化調整区域に区分し、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るものです。

都市計画区域内の区域区分については、松任地区にのみ定めている区域区分を、再編区域全域に拡大することとします。理由として、①人口・世帯数が増加している、②工業出荷額及び商業販売額が増加している、③松任地区はもとより、美川・鶴来地区においても未だ開発圧力が高く、無秩序な市街化の防止と計画的な市街化の誘導が必要であることから、区域区分を拡大するものです。

次に今回、市街化区域に設定する地区について、ご説明いたします。まず、松任・美川地区です。灰色の地区が現在の市街化区域、青色と赤色の地区が今回新たに市街化区域に設定する地区となります。青色の地区は、既に市街地を形成して都市的利用をされている地区であります。具体的な個所としては、JR北陸本線、北陸自動車道及び国道8号沿線等を中心とした既成市街地などとなります。また、赤色の地区は、土地区画整理事業などによる市街地整備が確実となり、計画的な市街化を図るべき区域として今回併せて設定するものです。具体的な個所としては、住居系開発が予定される三浦・幸明地区や市役所周辺地区です。

鶴来地区については、北陸鉄道石川線の各駅や国道157号等を中心とした既成市街地を設定いたします。併せて、加賀産業開発道路沿道の山島新工業団地地区は、工業系開発が、また、石川線沿線の曾谷地区と月橋地区については、住居系開発が確実となったことから、今回新たに設定します。以上、現在の市街化区域1,091haに加えて、青色の既成市街地1,413ha、赤色の面整備地区39haを合計した結果、今回市街化区域として設定する面積は2,543haとなります。

次に今後必要となる市街化区域の規模についてご説明いたします。その規模については、まず将来市街化区域に収容すべき人口を算定します。そしてその算定人口が現在の市街化区域に収容できない場合、新たな市街化区域の設定を検討することとなります。白山都市計画では市街化区域に収容すべき将来人口を、平成32年を目標年として、算定しております。具体的に説明しますと、都市計画区域内人口は平成17年から平成32年にかけて、約3,000人の増加を見込み、人口105,000人となります。そのうち、市街化区域内人口は82,000人と推測されますが、今回設定した市街化区域2,543haの収容可能人口は80,500人とされており、残る1,500人を収容するため新たな市街化区域約25haが必要となります。ただし、新たな市街化区域については、ただちに設定するのではなく、平成32年を目途に、面整備が確実となった時点で編入することとなります。

次に、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、いわゆる都市計画区域マスタープランの内容について、ご説明いたします。都市計画区域マスタープランは、県が各都市計画区域毎に決定するもので、「都市計画の目標」や「主要な都市計画の決定の方針」等から構成されています。具体的な内容について順にご説明いたします。まず、都市計画の目標は、4つの基

本方針のもと、「豊かな自然と共生する自立と循環の都市」となっております。

次に区域区分の決定の有無についてです。先ほど区域再編でご説明しました通り、区域区分を継続し、設定を見直します。次に区域区分の方針です。人口については先ほどご説明しましたので、省略させていただきます。また、産業規模については、工業・商業共に増加を見込んでおります。

次に土地利用に関する決定方針です。まず、業務地は、市役所周辺における広域的な行政機能などの充実を図ります。商業地は、主要駅周辺商業地の活性化と、生活利便施設の立地を促進します。工業地は、住居環境への影響が少ない地区における新工業地の整備を推進します。住宅地は、まちなか居住の促進と、計画的な面整備を誘導します。市街化調整区域は、住民参加による持続可能なまちづくり計画の策定を推進します。

次に都市施設の整備に関する決定方針です。まず、交通体系の整備方針として、災害に強い道路ネットワークの充実と、歩行者の利便性向上を図ります。下水道は今後とも整備推進を図り、河川は安全・安心な川づくりを推進します。

次に市街地開発事業に関する決定方針として、住居系市街地は、居住環境に配慮した市街地を整備推進することとし、曾谷地区等の整備を、工業系市街地は山島新工業団地地区の整備を推進します。

最後に自然環境の整備保全の決定方針として、緑地保全は、豊かな自然と共生する庭園都市を基本理念とし、3つの方針に基づく緑地保全を推進します。また、緑地の配置方針は、防災機能などに配慮した事業を推進します。

以上が、白山都市計画区域再編に関する内容になります。なお、本案件につきましては、本年3月2日から2週間、縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。

◆川上会長： 本案件につきましては、当審議会に設置されている「いしかわの都市計画検討専門委員会」に付託されておりますので、専門委員会での審議結果を高山委員長より報告していただきます。

◆高山委員長： 高山でございます。それでは、白山市の区域再編に関する専門委員会の結果報告をいたします。白山市の区域再編については、先ほど事務局からの説明でもあったとおり、平成21年度より検討を進めており、これまで再編の方針などを、専門委員会での討議を経て、本都市計画審議会でも報告してきたところであります。本年度は、区域再編に伴う、区域区分や都市計画区域マスタープランの素案がまとまったことを受けて、昨年12月に第5回専門委員会を開催し、それらについて討議いたしました。

まず、区域区分の素案については、市街化区域として必要な規模及びその配置について討議し、白山都市計画区域として、今後とも無秩序な市街化を防止する必要があることから、妥当な計画として了承しております。

また、区域マスタープランにつきましては、お手元の議案書の別冊をご参照いただきたいのですが、審議の際の主な意見と対応として、3点ございます

「高齢化、中心商店街の空洞化対策が必要」、との意見があり、8ページの中心商業地の方針に、「商店街での共同駐車場の確保、空き店舗の活用や店舗の誘致」や「まちなか定住」について追記しました。また、「北陸鉄道石川線活用のため、土地利用や市街地整備と連携が必要」、との意見があり、4ページの居住ゾーンの市街地像、9ページの新たに開発すべき住宅地の方針に、公共交通の利便性が高い地区への開発誘導について追記しました。また、「市街化調整区域内の集落の活性化策が必要である」、との意見があり、11ページの市街化調整区域の既存集落の土地利用の方針として、持続可能なまちづくりを追記しました。

以上、当委員会での意見を踏まえ必要な修正を行ったものを原案として、昨年12月26日から本年1月16日まで、パブリックコメントを実施いたしました。県のホームページに区域マスタープラン変更案及び区域区分案を掲載し、意見募集したところ、一般県民から特に意見は無く、当委員会としても、妥当な計画として、了承しております。以上で、いしかわの都市計画検討専門委員会の報告を終わります。

◆川上会長： 只今の、事務局の説明及び高山委員長からの報告についてご質問、ご意見はありませんか。

特にご意見・ご質問ございませんようですので、本案はご承認いただいたものといたします。

それでは次に、議案第1522号白山都市計画道路の変更について、上程します。事務局から説明して下さい。

◎事務局： それでは、議第1522号白山都市計画道路の変更について、説明いたします。本案件につきましては、白山市都市計画道路網見直しに関連する議案となります。お手元の議案書は27ページから30ページ、図面は31ページから33ページになります。まず、白山市の都市計画道路の整備状況につきましては、総延長約117kmのうち、6割にあたる約71kmが整備済、20年以上未着手である区間は1割の約16kmです。

次に、見直しの経緯についてご説明します。白山市では、平成21年度から6回の都市計画道路見直し検討委員会を開催し、その間、パブリックコメントを1回、地元説明会を7回実施して合意形成を得ております。その内容として、14路線 約16kmを見直し対象とし、10路線、総延長約8kmについて変更を行う案を作成しました。そのうち、8路線、延長約7kmを県決定案件として、今回、当審議会に付議するものです。その変更路線について、具体的に説明します。

まず最初に、松任地区です。松任地区では、画面の赤色で示す5路線を変更します。

最初に、3・3・22号 横江徳光線でございます。変更内容は、現在、主要地方道金沢美川小松線として供用している徳光町から松本町までの3,950mについて、松任地区と美川地区の地域間交流を促進する主要幹線道路として新規に区間延伸します。また、路線名を「横江徳光線」から「横江松本線」に変更します。

続きまして、3・5・3号 金沢小松線についてです。変更内容は、概成区間となっている八ツ矢町～田中町2,120mのうち、金沢外環状道路海側幹線との交差部から田中町までの1,030mについて、自転車数や歩行者数が多いことから、歩道を拡大しますが、沿道施設には駐車場が確保されており、停車帯の必要性が低下していることから、停車帯を縮小します。その結果、計画幅員が15mから14mに変更となります。

次に、3・5・7号 千代尼線についてです。変更内容は、接続する徳丸線が、今回の見直しで廃止を予定しており、都市計画道路網が寸断されることとなるため、松任小松線まで区間延伸し、ネットワークの形成を図ります。

次に、3・5・6号 恵比寿通り線についてです。変更内容は、未整備区間となっている八ツ矢町～若宮町670mについて、自転車の交通量が少ないこと、また、停車帯需要の必要性が低下していることから、歩道及び停車帯を縮小し、幅員15mを12mに変更します。

次に、3・6・8号 八ツ矢金石線についてです。変更内容は、概成となっている八ツ矢町～宮永町1,620mについて幅員変更及び線形変更を、また、終点部350mについて区間延伸するものです。具体的には、JR北陸本線と立体交差部である八ツ矢町160mにおいて、両側に副道を有する計画でしたが、西側の副道については、近接する既存道路が代替機能を有していることから、片側の副道を削除し、幅員12mに変更します。また、八ツ矢町から宮永町までの1,460mについて、五歩市成線との交差部で海側幹線の供用に伴う右折車の増加が将来見込まれることから、右折車線を追加するとともに、現況道路に合わせて線形を変更します。宮永町地内の終点部については、道路ネットワークの形成を図るため、横江松本線まで新たに区間延伸します。また、路線名について、「八ツ矢金石線」から「宮永八ツ矢線」に変更します。

次に、美川地区になります。美川地区では、1路線のみ変更します。

3・4・4号 平加長屋線についてです。変更内容は、終点部において、道路ネットワークの形成を図るため、水島美川大橋線まで区間延伸します。なお、延伸する区間を含め全線整備済となっています。

次は、鶴来地区になります。鶴来地区では、画面に示す4路線を変更します。

最初に、3・5・3号中央大通り線についてです。変更内容は、概成及び未整備となっている鶴来本町～白山町について、沿線の歴史的な街並みや景観が、道路整備により喪失する恐れがあるため、鶴来本町二丁目～鶴来本町一丁目までの310mは線形変更、鶴来新町～白山町1,100m

は区間削除します。また、路線名について、月橋町から鶴来新町については、「中央大通り線」から「鶴来本町通り線」に変更します。なお、削除区間については、白山比咩神社の門前町として栄えた街並みが残っていることや、都市計画道路網を形成する上で必要な路線であることから、まちなみ景観を楽しむことができる歩車共存道路として、新たに「7・7・3号鶴来新町白山線」を決定します。

次に、3・5・10号金劔線についてです。変更内容は、概成となっている鶴来本町3丁目～鶴来大国町180mについて、計画道路にかかる物件が多く、コミュニティの喪失が懸念されることや、歩行者数が少ないため、歩道は削除しますが、路肩については幅員の広い片側1.5mを確保し、歩行者の通行空間とします。その結果、幅員12mの道路計画を現道幅員に合わせた8mに縮小することとなります。また、路線名について、「金劔線」から「鶴来金劔線」に変更します。

次に、3・5・4号小学校通り線についてです。変更内容は、概成となっている鶴来日吉町～鶴来新町の350mについては、橋梁部や山地部を通過し拡幅が困難なことや、歩行者数が少ないことから、現況道路に合わせた片側歩道とし、幅員を12mから9.5mに縮小します。また、鶴来本町通り線との交差部270mについては、右折する交通量が少なく、今後とも増加する見込みがないことから、右折車線を廃止し、幅員を15mから12mに縮小します。また、路線名を、「小学校通り線」から「鶴来日吉水戸町線」に変更します。

その他路線については、今回の白山都市計画区域再編に伴い、1・2・1号森本松任線ほか26路線について、画面の表に示すように名称変更、起終点町名の変更、車線数決定のいずれかを行います。

以上が、白山都市計画道路網の見直しに関する内容になります。なお、本案件につきましては、本年3月2日から2週間、縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

◆川上会長： 只今の、事務局の説明についてご質問、ご意見はありませんか。特にございませんか？では、特にご意見・ご質問ございませんようですので、本案はご承認いただいたものとしたします。

それでは次に、議案第1523号「白山都市計画公園の変更について」上程します。事務局から説明して下さい。

◎事務局： 議第1523号白山都市計画公園の変更について、ご説明致します。お手元の議案書は35ページ、図面は37ページになります。

まず、白山市鶴来地区の7・5・1号舟岡山公園の変更です。この図で、これが、国道157号、手取川、道の駅「しらやまさん」です。舟岡山公園は、手取川と都市計画道路山ノ手大通り線の間位置し、昭和32年に都市計画決定された歴史公園です。変更内容は、当初決定時に用いた平面図が現在の地形と整合していないため、最新の平面図に基づき、区域を求

積した結果、公園面積を12.4haから11.3haに変更するものです。また、舟岡山公園は歴史公園であるため、現在の区分番号の表記基準に合わせ、名称を「7・5・1号舟岡山公園」から「8・5・1号舟岡山公園」に変更します。

また、今回の白山都市計画区域の再編に伴い、ただいま説明した舟岡山公園の他に、4公園について、表に示すとおり、公園名称、位置名称の変更を行います。

以上が、白山都市計画公園の変更に関する内容になります。

なお、本案件につきましては、本年3月2日から2週間、縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

◆川上会長： 只今の、事務局の説明についてご質問、ご意見はありませんか。特にございませんか。特にご意見・ご質問ございませんようですので、本案はご承認いただいたものといたします。

それでは次に、議案第1524号、第1525号は、関連がありますので併せて上程します。事務局から説明して下さい。

◎事務局： 議第1524号金沢都市計画及び白山都市計画下水道の変更と議第1525号小松能美都市計画、辰口都市計画及び白山都市計画下水道の変更を併せてご説明致します。議案書は39ページと43ページ、図面は41ページと45ページになります。

変更内容については、白山都市計画区域の再編や野々市市の市制移行に伴い、犀川左岸流域下水道と加賀沿岸流域下水道について、接続する公共下水道の名称を変更するものです。具体的には、犀川左岸流域下水道については、鶴来町公共下水道を白山市公共下水道に、野々市町公共下水道を野々市市公共下水道に変更します。また、加賀沿岸流域下水道については、美川町公共下水道を白山市公共下水道に変更します。

なお、両案件の変更は、名称のみの変更であるため軽易な変更となり、縦覧等の手続きを要しない案件であります。

以上でございます。

◆川上会長： 只今の、事務局の説明についてご質問、ご意見はありませんか。特にございませんか。

特にご意見・ご質問ございませんようですので、本案はご承認いただいたものといたします。

それでは次に、議案第1526号、第1527号については、関連がありますので併せて上程します。事務局から説明して下さい。

◎事務局： 議第1526号及び議第1527号は、能美市都市計画道路網見直しに関連する議案となりますので、まとめてご説明致します。お手元の議案書は、47ページから49ページ、図面は51ページになります。

最初に、都市計画道路の整備状況についてご説明いたします。

能美市内の都市計画道路は、総延長約75kmのうち、7割にあたる約51kmが整備済み、20年以上未着手である区間は2割の約17kmとなっております。なお、能美市内には、小松能美都市計画区域の一部と、辰口都市計画区域があり、それぞれの都市計画道路の整備状況は画面に示す通りです。

次に、見直しの経緯についてです。能美市では、平成21年度より見直し作業に着手しており、都市計画道路見直し検討委員会を4回、パブリックコメントを1回、地元説明会を6回実施して、変更案の作成や、合意形成等を行っております。その結果、18路線、総延長約21kmについて変更を行う案を作成いたしました。今回ご審議いただく案件は、これらのうち、県道や幅員16m以上の9路線となります。

それでは、まず、小松能美都市計画区域の路線からご説明いたします。この区域では、5路線について変更を行うこととしております。各路線の具体的な変更内容については、根上地区と寺井地区にわけてご説明いたします。

こちらは、根上地区です。ここでは、3路線について変更を行うこととしております。まず、3・4・31号浜開発線と3・4・35号福島浜線については、未整備区間がそれぞれ存在していますが、これらのうち、浜開発線は210m、福島浜線については、730mについて削除を行うものです。理由としましては、海側の起終点箇所が都市計画道路と接続しておらず、また、道路ネットワーク形成の必要性が低いため、削除するものです。また、福島浜線と福島線については、起終点位置の変更に伴い、路線名を「福島2号線」、「福島1号線」にそれぞれ変更いたします。

次に寺井地区です。こちらでは、2路線について変更を行うこととしております。

まず、3・4・3号 国道線についてご説明いたします。本路線のうち、起点から国道8号と交差する大長野西交差点までの未整備区間約3,700mについて、幅員20m、4車線に拡幅する計画としていましたが、起点から三道山交差点までの区間約1,170mについては、幅員12mの2車線、そこから大長野西交差点までの区間約2,530mについては、幅員14mの2車線に変更するものです。理由としましては、国道8号金沢西バイパスの供用により当該区間の自動車交通量が減少したことなどが挙げられます。

次に、3・4・37号 寺井粟生線についてです。本路線は、現在、2つの区間約1860mが未整備となっております。これらの未整備区間のうち、寺井町地内の約650mの区間については、幅員18mに拡幅する計画としていましたが、自転車・歩行者交通量が少ないこと、及び停車帯の需要が見込めないことなどから、今回、歩道及び停車帯を縮小し、幅員を12mに変更するものです。また、吉光交差点から終点までの約640m区間については、北側に並行する県道によって機能の代替が可能であるこ

となどから、区間削除いたします。なお、今回の変更に伴い、路線の名称を「寺井粟生線」から「寺井吉光線」に変更いたします。小松能美都市計画道路の変更は以上となります。

次に、辰口都市計画道路についてです。当該地区では、4路線について変更することとしております。

まず、3・4・6号出口来丸線については、全区間約1840mが未整備となっておりますが、並行する市道で代替可能であることなどから、廃止することとしております。また、出口来丸線の廃止に伴い、3・4・4号小松鶴来線の全区間約530m、及び3・4・7号下徳山辰口線の未整備区間約110mに接続する都市計画道路がなくなり、道路ネットワークが寸断されることとなりますが、両路線とも現道で交通処理が可能であると判断されることから、都市計画道路としては、廃止及び区間削除とすることといたしました。なお、下徳山辰口線については、今回の変更に伴い、路線名を「緑が丘線」に変更いたします。

3・4・5号下開発辰口線については、未整備となっている全区間について、幅員16mで整備する計画としておりましたが、起点から市道倉重来丸線までの区間約1270mについては、南側の歩道を削除、及び、北側の歩道と停車帯を縮小することで幅員を9.5mに変更することと致します。理由としては、道路の南側が一団の農地として土地利用がなされており、開発が見込めないこと、また、停車帯の需要についても、見込めないと判断されるためです。市道倉重来丸線から終点までの約430m区間については、歩道及び停車帯を縮小し、12mに変更することといたします。

理由としては、自転車・歩行者交通量が少ないこと、及び、停車帯の需要が見込めないことが挙げられます。

以上が能美市都市計画道路網見直しに関する内容になります。

なお、本案件につきましては、本年2月24日から2週間、縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。以上でございます。

◆川上会長： 只今の、事務局の説明についてご質問、ご意見はございませんでしょうか。特にご意見・ご質問ございませんようですので、本案はご承認いただいたものといたします。

それでは次に、議案第1528号「金沢市における特殊建築物の敷地の位置について」を上程します。事務局から説明して下さい。

◎事務局： 議案第1528号「金沢市における特殊建築物の敷地の位置について」ご説明いたします。議案書は53ページ、図面は55ページになります。スクリーンをご覧下さい。

今回対象となる特殊建築物は、廃プラスチック類などを処理する中間処理施設であり、建築基準法第51条のただし書の規定では、「産業廃棄物中間処理施設などの特殊建築物は、特定行政庁が県の都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合に、

新築もしくは増築できる。」とされているため、今回、その敷地位置の支障の有無について、本審議会に付議するものです。

まず、位置の確認です。こちらが金沢外環状道路山側環状になります。こちらが主要地方道金沢湯涌福光線になります。そして、浅野川と犀川が流れています。

今回の案件は、赤く囲んだクリーンライフ株式会社の中間処理施設であり、金沢の中心部から南へ約6 km離れた田上本町、館町地内の市街化調整区域内に計画されているものです。

申請理由としては、今回の申請地に隣接した敷地では、平成6年から、がれきや木くず、廃プラスチック類などの産業廃棄物の破碎を既存施設により行っておりましたが、今後、廃棄物の再資源化を更に推進するため、クリーンライフ関連会社が保有する敷地内において、廃プラスチック類及び木くずの破碎施設を新たに設置する計画となったため、今回申請されたものです。

次に施設概要として、今回許可対象となるのは、廃プラスチック類、木くずの破碎施設であり、処理能力はそれぞれ、1日あたり29.5 t、41.4 tとなっています。

こちらは施設周辺の拡大図となります。当該区域は、隣接地は山林であり、市街化区域から100 m程度離れております。こちらが施設計画図となります。赤色で示した箇所が破碎機の設置予定地になります。破碎機は、現在ある倉庫内に設置し、敷地周辺では、緑色で示した部分を緑化するなど、敷地外との遮断と騒音などの低減を図ります。また、搬出入車は、現在も使用している既存敷地内を通過することとなります。こちらが搬入車出入口に面する県道です。搬入車両は、現在、既存施設への搬入の他、今回申請地にも廃プラスチック類の一時保管のため出入りしており、今後もその搬入量は変わらない予定であることから、交通上の支障はないと判断しております。

続いて、関係機関等との調整状況をご説明いたします。今回の申請にあたっては、隣接地権者に対する説明を終え、同意を得ております。また、近接する新館、館山町会に対しても周知を行い、合意形成が図られております。

また、周辺環境への影響については、騒音、振動を予測したところ、影響はないと評価され、金沢市環境部局の事前審査を終了しております。

さらに、都市計画上の観点からも支障なしとの意見も得ております。

以上のことから、当案件の敷地位置については、都市計画上支障はないと判断しております。以上でございます。

◆川上会長：只今の、事務局の説明についてご質問、ご意見はありませんか。

特にございませんか？では、特にご意見・ご質問ございませんようですので、本案はご承認いただいたものといたします。

また、全体を通してご意見などはございませんか。

他に意見がないようでしたら、私の方から最後に一つ意見を申し上げます。金沢都市計画道路の寺町台地区の変更についてですが、金沢市が進めている伝統的建造物群保存地区の指定に合わせて、道路幅員を縮小することはやむを得ないと思うのですが、歩道幅員の1.5mは歩行環境としては不十分であると思います。そのため、石川県と金沢市におかれては、公共交通の充実や自動車交通量の減少などを進めるなどの工夫を行い、よりふさわしい歩行環境を確保できるように努めていただきたいと思います。

最後に、事務局の方から報告を説明願います。

◎事務局 : お配りしてありますA3の資料2「都市計画決定案件（市町決定）一覧表」をご覧ください。これは、前回、第154回審議会以降に、市において決定告示された案件又は、市町審議会で審議され、了承された案件の一覧表でございます。以上でございます。

◆川上会長 : 只今の、事務局の説明についてご質問、ご意見はありませんか。
他に意見もないようですので、これで、本日諮問のありました案件、報告等につきましては審議が終了いたしました。それでは事務局にお返しします。

◎事務局 : ご審議、誠にありがとうございました。
以上をもちまして、第155回石川県都市計画審議会を閉会といたします。皆様どうもありがとうございました。